



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年7月5日金曜日 第523号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（9件）.....（経営支援課）... 487
落札者等の告示.....（中予地方局総務県民課）... 492

公 告

家畜商講習会の開催.....（畜産課）... 493
家畜疾病情報システム構築委託業務.....（ " ）... 495

人事委員会公告

令和6年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告.....（人事委員会事務局）... 495
令和6年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告.....（ " ）... 498
令和6年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告.....（ " ）... 502

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第680号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
マルナカ川之江店	四国中央市川之江町885番地	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ三島店	四国中央市寒川町字神ノ木35番地5	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第681号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
ザ・ビッグ松神子店	新居浜市松神子三丁目89番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか2者	株式会社フジほか2者	令和6年3月1日	令和6年6月21日
マルナカ久保田店	新居浜市久保田町一丁目甲501番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年3月1日	令和6年6月21日
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町12番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか4者	株式会社フジほか4者	令和6年3月1日 ほか	令和6年6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第682号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マックスバリュ西条神拝店	西条市神拝甲584番地	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年3月1日	令和6年6月21日
マルナカ東予店	西条市周布191番地	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか4者	株式会社フジほか4者	令和6年3月1日	令和6年6月21日
マルナカ西条店	西条市福武甲963番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年3月1日	令和6年6月21日
マルナカ氷見店	西条市氷見乙1184番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか2者	株式会社フジほか2者	令和6年3月1日	令和6年6月21日
マルナカ神拝店	西条市神拝西房甲175番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年3月1日	令和6年6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第683号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
マックスバリュ今治阿方店	今治市阿方字山之間 甲371番2 外23筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか3者	株式会社フジ ほか3者	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ今治駅前店	今治市大正町一丁目 2番5号	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ今治桜井店	今治市東村南一丁目 甲46番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ今治松本店	今治市松本町五丁目 1番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第684号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月5日

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
ザ・ビッグ松山山越店	松山市山越三丁目77番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ土居田店	松山市空港通一丁目3番13号	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ和泉店	松山市和泉北四丁目10番47号	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ東石井店	松山市東石井六丁目489番1号 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか2者	株式会社フジ ほか2者	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ高岡店	松山市高岡町97番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ清住店	松山市清住二丁目10番50番3号	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ北条店	松山市下難波甲227番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 代表取締役 河合 映治	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 代表取締役 河合 映治	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日
マルナカ中央通り店	松山市中央一丁目1番36号	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第685号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和6年7月5日

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
マルナカ伊予店	伊予市灘町字西355番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 晋	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第686号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
マルナカ川内店	東温市南方555番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 晋	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第687号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田甲841番2	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 ほか2者	株式会社フジ ほか2者	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出日 年月日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表取締役 平尾 健一	株式会社フジ 松山市宮西一丁目2番1号 代表取締役 山口 普	令和6年 3月1日	令和6年 6月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第689号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年7月5日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県松山庁舎の外壁の修繕一式	愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課 愛媛県松山市北持田町132番地	令和6年6月26日	株式会社フジセキュリテイ 愛媛県松山市問屋町2番1号	24,915,000円	一般競争入札	令和6年5月17日

公 告

○公 告

家畜商講習会の開催について

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 開催の日時

令和6年9月19日（木）及び20日（金）の午前9時から午後5時15分まで

2 開催の場所

愛媛県庁第一別館7階会議室（愛媛県松山市一番町四丁目4 - 2）

3 受講手続

受講希望者は、次に掲げる書類を令和6年9月6日（金）までに、県外に住所を有する者にあつては愛媛県農林水産部農業振興局畜産課に、その他の者にあつては住所地を管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。

(1) 家畜商講習会受講願書（別記様式）

(2) 住民票抄本1通

4 教材

講習用教材は、講習会会場において各自購入すること。

別記様式

家畜商講習会受講願書

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

現 住 所

職 業

(ふりがな)

氏 名

生年月日

貴県で主催される家畜商講習会を受講したいので、関係書類を添えて願ひ出ます。

愛媛県収入証紙3,300円
相当額貼付場所

○公告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年7月5日

愛媛県知事 中村 時広

1 業務概要

(1) 業務名

家畜疾病情報システム構築委託業務

(2) 業務内容

愛媛県家畜疾病情報システム構築委託業務公募型プロポーザルに係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、資格の種類「役務の提供等」の営業品目「情報処理」及び「ソフトウェア開発」について令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加申込書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書を特定するための評価項目

説明書の内容による。

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課経営指導係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号（089）912 2577

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和6年7月5日（金）から7月19日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する件の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加申込書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和6年7月19日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和6年8月19日（月）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課経営指導係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号（089）912 2577

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Livestock diseases information system , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 19 July 2024

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. ,

19 August 2024

(3) For further inquiries relating to the proposal , please

contact: Management Guidance Section , Livestock Division , Agriculture Promotion Subdepartment , Agriculture , Forestry and Fisheries Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho . Matsuyama , Ehime , 790 8570 Japan

Tel: 089 912 2577

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第6号

令和6年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

令和6年7月5日

愛媛県人事委員会

〒790 - 0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話（089）912 - 2826

試験当日用緊急連絡先 080 - 7039 - 1189 試験当日のみ通話可能

愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	22人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	7人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
短期大学卒業程度 保育士	2人程度	知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

- ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
- イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	受験資格
一般事務 警察事務	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和7年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）

イ 資格免許職

試験区分	受験資格
保育士	(1) 平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 (2) 保育士の資格を有する者又は令和7年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和6年9月29日（日曜日） (1)初級（一般事務、警察事務） 受付開始 午前8時15分 着席 午前9時15分 試験 午前9時15分～午前11時45分	いずれかを受験票で指定します。 ・リジェール松山 （松山市南堀端町2番地3） ・中予地方局 （松山市北持田町132番地）	10月上旬 合格発表日は第1次試験当日にお知らせします。
	(2)資格免許職 受付開始 正午 着席 午後1時 試験 午後1時～午後3時30分		
受付時間（午前8時15分～午前9時又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は、原則として、受験できません。			
第2次試験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		11月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	初級 (一般事務 警察事務)	教養試験	90点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。
	資格免許職	専門試験	90点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験		口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
		作文試験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
		適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級（一般事務、警察事務）にあつては教養試験、資格免許職にあつては専門試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験とも、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、採用サイトに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和6年8月2日（金）午前8時30分から8月27日（火）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月20日（火）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上的障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月20日（金）中に電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したが

って、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分		現 行 給 料 月 額	
初 級	一 般 事 務	行政職給料表 1 級 9 号給	171,874円
	警 察 事 務		
資格免許職	保 育 士	行政職給料表 1 級17号給	182,836円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm x 横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えてその旨）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵 送 又 は 口 頭 に よ り 開 示 を 請 求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたメールアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試験区分	出 題 分 野
保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健

○愛媛県人事委員会公告第7号

令和6年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

令和6年7月5日

愛媛県人事委員会

〒790 - 0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階
 電話(089)912-2826 F A X(089)912-2819
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分で行います。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
- (2) 以下のいずれかに該当する者(申込日及び受験当日に有効であることが必要です。)
 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和6年11月3日(日曜日)	受付時間 午前8時10分～午前8時55分 遅刻した場合は、原則として、受験できません。 試験時間 午前9時10分～午後1時30分 点字による受験及び試験時間の延長が認められた方には、終了時間が異なります。 (点字による受験の場合) 午前9時10分～午後2時30分 (試験時間の延長の場合) 午前9時10分～午後2時	中予地方局 (松山市北持田町132番地)	11月中旬 合格発表日は第1次試験当日にお知らせします。
	第2次試験	11月下旬～12月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト(以下「採用サイト」という。)に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います(択一式40題、解答時間2時間)。
	作文試験	20点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います(課題1題、解答時間1時間)。
第2次試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業に当たり配慮が必要な事項の申出についての確認面談を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2 受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がいがあると判定されたことを証明する書類（以下「受験資格に係る手帳等」という。）の持参が必要です。
- (5) 教養試験例題（初級）及び前年度に出題した作文試験の課題を、採用サイトに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和6年9月6日（金）午前8時30分から9月30日（月）午後5時15分まで

障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月24日（火）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
 - (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
 - (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
 - (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
- なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月25日（金）中に電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して**第1次試験受験の際に必ず持参してください。**

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）。

7 受験時の配慮について

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- (1) 視覚障がいのある方については、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。

ア 点字による試験

点字の試験問題で受験をすることができます。

点字による試験は、教養試験の解答時間が3時間（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線通信機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線通信機能は使用できません。

イ 拡大文字による試験

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度ですが、拡大文字の場合は、14ポイント程度となります。

ウ 試験時間の延長（拡大文字による試験を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

教養試験の解答時間は、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

- (2) 聴覚障がいのある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。
- (3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。
なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線通信機能は使用できません。
- (4) 読字障がいのある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、教養試験の解答時間が2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。
措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。
また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線通信機能がないものに限る。）を持参していただきます。
なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線通信機能は使用できません。
- (5) 書字障がいのある方で医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。
なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線通信機能は使用できません。
措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。
- (6) その他
ア 点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験に当たって希望する事項については、受験申込時の「受験に当たっての要望事項」欄に必ず入力してください。
ただし、内容によってはお応えできないことがあります。
イ 試験実施上の支障を来さないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの）、電子機器類（電卓、スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書、その他これらに類するものと事務局が判断するものを含む。）は使用できません。
ウ 試験でパソコンを使用する場合、音声読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応しません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮しません。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **採用時において、有効な受験資格に係る手帳等が確認できない場合は、採用されません。**

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
一般事務	行政職給料表1級9号給 171,874円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです（窓口・施設など部署により、勤務時間や休日異なる場合があります。）。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない場合は、総合順位に代えてその旨）	第2次試験合格発表の日から1月間	

12 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたメールアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

○愛媛県人事委員会公告第8号

令和6年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告

令和6年7月5日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁（東京都）、大阪府又は兵庫県のパトロール官になるみちがあります。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容
男性 高校卒程度	愛媛県	42人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
	警視庁（東京都）	2人程度	
	大阪府	2人程度	
	兵庫県	5人程度	
女性 高校卒程度	愛媛県	7人程度	
	大阪府	1人程度	

受験申込みにおいて、第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込後に志望都府県を変更することはできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を令和7年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

本試験と令和6年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験等の内容					
	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。					
			職務遂行に必要な体力について、試験を行います。					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> </tbody> </table>	種目	基準		男性	女性
種目	基準							
	男性	女性						
反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間						

第1次試験	体力試験 (愛媛県のみ)	20点	<table border="1"> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上(左右の平均)</td> <td>25kg以上(左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	握力	45kg以上(左右の平均)	25kg以上(左右の平均)	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上	35回以上									
	握力	45kg以上(左右の平均)	25kg以上(左右の平均)																					
	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																					
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																						
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																						
特定資格等加点 (愛媛県のみ)	5点	<p>職務遂行に有用と認められる次の特定資格等(語学については、平成31年4月1日以降に取得したものに限る。)について、基準を満たしている場合は加点します(証明書類及び申請方法については、別表「特定資格等加点の申請について」を参照)。 なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道</td> <td>初段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>初段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>空手道</td> <td>初段以上(全日本空手道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>TOEIC Listening & Reading Test(公開テスト): 470点以上 TOEFL iBT テスト: 48点以上 IELTS: 4.5点以上 実用英語技能検定: 2級以上</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>中国語検定試験: 3級以上 中国語コミュニケーション能力検定: 400点以上 漢語水平考試(HSK): 筆記4級180点以上</td> </tr> <tr> <td>韓国語</td> <td>韓国語能力試験(TOPIK): 4級以上 ハングル能力検定試験: 準2級以上</td> </tr> <tr> <td>ベトナム語</td> <td>実用ベトナム語技能検定試験: 4級以上</td> </tr> <tr> <td>情報処理</td> <td>基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士</td> </tr> <tr> <td>財務簿記</td> <td>日商簿記検定試験: 2級以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	柔道	初段以上(講道館認定の段位に限る。)	剣道	初段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	空手道	初段以上(全日本空手道連盟認定の段位に限る。)	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等	英語	TOEIC Listening & Reading Test(公開テスト): 470点以上 TOEFL iBT テスト: 48点以上 IELTS: 4.5点以上 実用英語技能検定: 2級以上	中国語	中国語検定試験: 3級以上 中国語コミュニケーション能力検定: 400点以上 漢語水平考試(HSK): 筆記4級180点以上	韓国語	韓国語能力試験(TOPIK): 4級以上 ハングル能力検定試験: 準2級以上	ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験: 4級以上	情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士	財務簿記	日商簿記検定試験: 2級以上
項目	基準																							
柔道	初段以上(講道館認定の段位に限る。)																							
剣道	初段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)																							
空手道	初段以上(全日本空手道連盟認定の段位に限る。)																							
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等																							
英語	TOEIC Listening & Reading Test(公開テスト): 470点以上 TOEFL iBT テスト: 48点以上 IELTS: 4.5点以上 実用英語技能検定: 2級以上																							
中国語	中国語検定試験: 3級以上 中国語コミュニケーション能力検定: 400点以上 漢語水平考試(HSK): 筆記4級180点以上																							
韓国語	韓国語能力試験(TOPIK): 4級以上 ハングル能力検定試験: 準2級以上																							
ベトナム語	実用ベトナム語技能検定試験: 4級以上																							
情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士																							
財務簿記	日商簿記検定試験: 2級以上																							
身体検査 身体精密検査	-	<p>職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>弁色力</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>職務遂行に支障のない身体的状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。 弁色力について、検査の結果によっては、医療機関において再検査を行った上で判定します。</p>	項目	基準	視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。	聴力	職務遂行に支障がないこと。	弁色力	職務遂行に支障がないこと。	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。												
項目	基準																							
視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。																							
聴力	職務遂行に支障がないこと。																							
弁色力	職務遂行に支障がないこと。																							
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。																							
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。																					
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います(課題1題、解答時間1時間)。																					
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																					
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 検査の結果によっては、医療機関において再検査を行った上で判定します。																					

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査（身体精密検査を含む。）（以下「身体検査等」という。）に適した服装で来てください。

教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	令和6年10月19日（土） 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 （遅刻した場合は、原則として、受験できません。）	体力試験 身体検査等	松山商業高等学校 （松山市旭町71番地）	10月下旬 合格発表日は第1次試験 当日にお知らせします。
	令和6年10月20日（日） 午前9時から正午まで 〔受付時間：午前8時から午前8時45分 遅刻した場合は、原則として、受験できません。〕	教養試験		
第2次試験	11月中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

体力試験及び身体検査等の受付時間は、受験票に記載します（「6 受験票の交付」参照）。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を採用サイトに掲載します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和6年8月22日（木）午前8時30分から9月17日（火）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月10日（火）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

(1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月11日（金）中に電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、体力試験及び身体検査等の受付時間など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和7年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全

て採用されるとは限りません。

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級15号給（現行給料月額214,214円）、高校卒程度で公安職給料表1級7号給（現行給料月額199,732円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開 示 方 法
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 1 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	郵送又は口頭により開示を請求
第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

特定資格等加点証明書類提出先 開示請求先・問合せ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 089-912-2826 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能 愛媛県職員採用情報サイト https://recruit.pref.ehime.jp
開 示 請 求 先 問 合 せ 先 (任 命 権 者 選 考 の み)	愛媛県警察本部 警務課 採用係 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2622・2623・2624・2625
愛 媛 県 以 外 の 都 府 県 に 関 する 問 合 せ 先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372 大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314 兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたメールアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

項目	証 明 書 類	申 請 方 法
武道	柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し
	剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し
	空 手 道	全日本空手道連盟が認定した段位を証明する書類の写し

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」（以下「申請フォーム」という。）から必要事項を登録し、「証明書類」を簡易書留による郵送又は持参によ

<p>ス ポ ー ツ 歴</p>	<p>出身校による全国大会参加証明書（原本） <u>上記の証明書類の提出を原則としますが</u>、これを用意できない場合は、次の(1)、(2)の両方が証明できる書類を提出してください。 (1) 地区予選を経た全国大会であること。 (2) 地区予選を経て、全国大会に選手として出場したこと。 (2)は氏名、大会の名称及び開催年月が明記されたものであること。 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする（監督、コーチ、マネージャー等は除く。）。</p>	<p>り愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。 登録（提出）期限 令和6年9月17日（火）午後5時15分（必着） 証明書類提出先 「10 問合せ先等」参照 申請フォームの登録と証明書類の提出が両方とも必要です。 「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります（この場合、第1次試験（1日目）当日の本人の受付終了時まで証明書類の原本を提示し、又は追加書類を提出してください。）。 なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 記入漏れや不備がある場合 (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。） (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。） (4) 受付期間内に申請フォームの登録又は証明書類の提出がない場合（証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合を含む。）</p>
<p>語学</p>	<p>英語 中国語 韓国語 ベトナム語</p>	
<p>情報処理</p>	<p>主催者が発行する合格証書、合格証明書、Official Score Report等の写し</p>	
<p>財務</p>	<p>簿記</p>	
	<p>氏名、資格・試験等の名称及び取得年月日が明記されたものであること。（取得年月日については、語学のみ）</p>	